

第 2 4 7 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(令 和 3 年 3 月 1 2 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 令和 3年 3月12日 午前10時00分開議
午後 2時08分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（21人）

委員 長	濱 田 栄 子	副 委 員 長	村 中 浩 明
委 員	佐 藤 武	委 員	工 藤 祥 子
”	杉 浦 弘 樹	”	東 健 而
”	野 中 貴 健	”	佐 賀 英 生
”	齐 藤 孝 昭	”	山 本 留 義
”	富 岡 直 哉	”	鎌 田 ちよ子
”	住 吉 年 広	”	白 井 二 郎
”	佐 藤 広 政	”	富 岡 幸 夫
”	岡 崎 健 吾	”	原 田 敏 匡
”	佐々木 隆 徳	”	浅 利 竹二郎
”	佐々木 肇		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗一郎
副 市 長	鎌 田 光 治
副 市 長	川 西 伸 二
教 育 長	氏 家 剛
公 営 企 業 管 理 者	村 田 尚
総 務 部 長	吉 田 真
総務部理事市長公室長	千代谷 賀士子
企 画 政 策 部 長	松 谷 勇
財 務 部 長	吉 田 和 久
財務部税務調整監政策推進監	樋 山 政 之
民 生 部 長	中 村 久
福 祉 部 長	須 藤 勝 広

健康づくり推進部長	中村 智郎
子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	菅原 典子
経 済 部 長	立花 一雄
都 市 整 備 部 長	中里 敬
都市整備部建設技術監政策推進監	小笠原 洋一
川内庁舎所長	木下 尚一郎
大畑庁舎所長	伊藤 大治郎
脇野沢庁舎所長	工藤 和彦
会計管理者	野藤 賀範
教 育 部 長	角本 力
上下水道局長	濱谷 重芳
総務部政策推進監総務課長	杉澤 一徳
民生部政策推進監環境政策課長	杉山 郷史
福祉部政策推進監福祉政策課長	工藤 淳一
健康づくり推進部政策推進監 感染症対策室長	木村 公子
教育委員会事務局副理事長 中学校教育課長	飯田 一彦
教育委員会事務局副理事長 中学校公民館長	鷺岳 彰丸
教育委員会事務局副理事長 図書館長	櫻井 忍
上下水道局政策推進監 経 営 課 長	真野 修司
上下水道局副理事水道課長	川島 一彦
上下水道局副理事下水道課長	中村 亨
総務部防災安全課長	古屋敷 均
財務部財務課長	石橋 秀治
財務部財務課資金企画室長	菊池 円
財務部税務課長	飯田 啓太郎
財務部税務課総括主幹	武市 千秋
民生部市民スポーツ課長	中村 昭男
福祉部高齢者福祉課長 地域包括支援センター所長	吉田 由佳子
福祉部高齢者福祉課総括主幹	畑中 正行
健康づくり推進部国保年金課長	石田 隆司

都市整備部都市計画課長 コンパクトシティ推進室長	黒澤幸太郎
都市整備部まちづくり推進課長	畑中 渉
都市整備部 まちづくり推進課総括主幹 官民連携推進室長	笠井俊介
都市整備部土木維持課長	柳谷真吾
都市整備部用地課長	小野太輔
川内庁舎管理課長川内公民館長	青柳茂樹
大畑庁舎管理課長大畑公民館長	松尾智志
大畑庁舎市民生活課長	菅原賢一郎
脇野沢庁舎管理課長 脇野沢公民館長	三上修一
教育委員会事務局総務課長	工藤大介
教育委員会事務局生涯学習課長	加藤昭広
教育委員会事務局 学校教育課総括主幹	佐藤 充
教育委員会事務局 図書館総括主幹	澤田修一
上下水道局水道課総括主幹	中村 満
上下水道局水道課総括主幹	立花永咲
上下水道局水道課総括主幹	太田 貢
総務部総務課主幹	井戸向秀明
総務部防災安全課主幹	田中純也
財務部財務課主幹	宮下圭一
財務部税務課主幹	対馬亮子
財務部税務課主幹	長内 誠
福祉部高齢者福祉課主幹 老人憩の家所長	川端直子
福祉部高齢者福祉課 地域包括支援センター医療主幹	辻 郁子
健康づくり推進部 国保年金課主幹	野坂ゆみ
健康づくり推進部 国保年金課主幹	坂本望生
都市整備部 まちづくり推進課主幹	蛭子丈史
都市整備部土木維持課主幹	吉田浩彦
都市整備部用地課主幹	品田 徹
大畑庁舎市民生活課主幹	濱谷希帆子

教育委員会事務局 中央公民館館長補佐	木 村 匡 孝
上下水道局経営課主幹	櫻 田 誠
上下水道局経営課主幹	川 村 悟
上下水道局下水道課主幹	本 田 正 大
上下水道局下水道課主幹	川 村 利 之
財務部税務課主任主査	藤 井 陽 子
民生部市民スポーツ課主任主査	林 力
民生部市民スポーツ課主任主査	西 田 裕 昭
都市整備部都市計画課主任主査	八 戸 啓 介
都市整備部都市計画課主任主査	菊 池 洋 平
教育委員会事務局 総務課主任主査	新 田 剛
教育委員会事務局 総務課主任主査	菊 池 宣 博
総務部総務課主査	畑 中 佳 奈
福祉部高齢者福祉課主査	宮 北 健 一
総務部総務課主任	菊 池 亘
総務部防災安全課主任	遠 島 敬
民生部市民スポーツ課主任	山 形 貴 大
都市整備部土木維持課主任	畑 中 優

○事務局出席者

事務局長 佐藤 孝悦	次 長 中野 敬三
総括主幹 青山 諭	主 幹 葛西 信弘
主 幹 堂崎 亜希子	主任主査 井田 周作

(午前10時00分 開議)

○委員長（濱田栄子） ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は21人で定足数に達しております。

それでは、これより3月11日に引き続き議案第24号 令和3年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

今回は、第7款商工費までの審査が終わっております。

今日は、第8款土木費から審査してまいります。

第8款土木費について、理事者の説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） おはようございます。それでは、第8款土木費についてご説明いたします。予算書の73ページをお開き願います。

まず、第1項土木管理費、第1目土木総務費についてであります。これは一般職員27人分の給与費などとなっております。

次に、第2目建築総務費についてであります。これは一般職員13人分の給与費のほか、木造住宅の所有者が行う耐震改修等に交付する補助金などを計上するものであります。

次に、第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費についてであります。これは道路や橋りょうの管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、道路台帳整備事業費、ゆとりの駐車帯などの土木関連施設管理費及び1万117基のLED街路灯の維持管理に要する経費となっております。

次に、予算書の74ページに移りまして、第2目土木維持費についてであります。これは市道等の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、6件の道路維持工事費、路盤の補修や穴埋め等を行う道路等維持補修費、交付要望のありました4町内会への私道等整備補助金のほか、除排雪機械等の修繕や更新に要する経費及び除排雪委託料などとなっております。昨年度と比較して2,011万3,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、除雪機械の購入台数の減によるものであります。

次に、第3目用地管理費についてであります。これは市が管理する道路用地等の管理に要する経費であります。

次に、第4目道路新設改良費についてであります。これは道路の改良等に要する経費でありまして、主なものといたしましては、浜通線及び桜川地区の融雪溝整備や釜臥山恐山線道路復旧工事などの道路整備事業費のほか、老朽化の著しい大橋の架替工事及び市内53橋梁の定期点検を実施する橋りょう長寿命化修繕事業費となっております。昨年度と比較して1億6,592万1,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、継続費を

設定した大橋架替工事の年割額の増、釜臥山恐山線道路復旧工事や柳町3丁目地区舗装補修工事など4件の工事費の増額によるものであります。

次に、予算書の75ページに移りまして、第5目特定交通安全施設整備費についてであります。これは交通安全施設の整備に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、カーブミラーの補修等を行う交通安全施設維持補修費、センターライン等道路区画線の塗り直しを行う交通安全整備工事費となっております。

次に、第3項河川費についてご説明いたします。第1目河川総務費についてであります。これは市が管理する普通河川や水路等の維持管理に要する経費及び青森県が市内4地区で実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金を計上するものであります。

次に、第2目河川改修費についてであります。これは市が管理する普通河川や水路等の整備に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、小川町地区及び旭町地区で実施する排水路整備事業費などとなっております。

次に、第4項港湾費、第1目港湾総務費についてであります。これは市が加盟する日本港湾協会などの負担金を計上するものであります。

次に、決算書の76ページに移りまして、第5項都市計画費についてご説明いたします。第1目都市計画総務費についてであります。これは都市計画審議会の開催などに要する経費及び開発行為等許可審査等都市計画に係る事務費であります。

次に、第2目公園管理費についてであります。これは都市公園等の維持管理に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、公園や広場等34施設の清掃や遊具の安全対策等の維持管理費のほか、公園機能の集約や遊具の更新などを行う公園施設最適化推進事業費となっております。

なお、令和3年度におきましては、むつ北児童公園及び文京児童公園の滑り台更新と、川守児童公園のブランコの更新を予定しております。

次に、第3目駅前広場管理費についてであります。これは下北駅前広場及び大湊駅前広場の維持管理に要する経費であります。

次に、第4目かわうちまりんびーち管理費についてであります。これは青森県との管理協定に基づいて市が管理するかわうちまりんびーちの維持管理や海水浴場の開設に要する経費であります。

次に、予算書の77ページに移りまして、第5目街路整備費についてであります。これは都市計画道路横迎町中央2号線の整備に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、道路の路盤や排水溝の整備を行う工事請

負費のほか、本線用地に係る補償費及び接続道路改良用地の購入費などとなっております。昨年度と比較して1億2,030万4,000円の増額となっておりますが、主な要因といたしましては、令和3年度から第2工区の整備に着手するほか、建物移転に時間を要している事業用地取得に係る補償金を改めて予算措置したことによるものであります。

次に、第6目コンパクトシティ推進費についてであります。これはコンパクトシティ構想を推進する都市再生整備計画事業や歩行空間形成推進事業などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、令和2年度から継続して代官山公園の改修整備を行う田名部まちなか地区都市再生整備計画事業費のほか、立地適正化計画に定めた居住誘導区域の良好な生活空間を創生するためのコンパクトシティ推進整備事業費などとなっております。昨年度と比較して2億4,793万3,000円の増額となっておりますが、これは原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金により実施する昭和町線道路改良事業及び海老川3号線道路改良事業のほか、歩行空間の整備に視点を置いて実施する越葉沢線道路整備事業及び令和3年度から新規に着手する西町線歩道整備事業などの事業費が増額となったことによるものであります。

次に、第7目景観費についてであります。これは景観行政団体への移行に伴い、当市の魅力ある景観の保全、活用、形成の推進を目的に令和3年度から新設する科目でありまして、駅前広場の観光案内サインの改修や桜満開プロジェクトなどを実施するみどり景観創造事業費を計上するものであります。

次に、予算書の78ページに移りまして、第6項住宅費についてご説明いたします。第1目住宅管理費についてであります。これは市営住宅20団地531戸の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、市営住宅の修繕などを行う市営住宅維持管理費のほか、平成28年に改定したむつ市公営住宅等長寿命化計画について、現在の社会情勢や整備事業の進捗に対応した市営住宅の長期的かつ適正な維持管理計画及び整備計画の見直しなどを行う改定事業費となっております。

次に、第2目市営住宅建設費についてであります。これは市営住宅の整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては、木造平家建て1棟3戸を建設する緑町団地建設事業費のほか、市営住宅集約建て替え事業として設計施工及び設備管理を一体化したPFI方式により、令和5年度の完成を目指して、令和3年度から建設に着手する（仮称）田名部まちなか団地整備事業費となっております。昨年度と比較して7,442万9,000円の減額となっておりますが、主な要因といたしましては、（仮称）田名部まちなか団地

整備事業の着手に伴い、特別会計により先行取得した用地の一般会計による取得が令和2年度に完了したことによるものであります。

以上が第8款土木費の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 土木費の第2項第4目道路新設改良費についてお尋ねいたします。

先ほども若干説明ありましたが、道路整備事業費2億4,507万円の事業内訳をもう少し詳しく教えてください。

○委員長（濱田栄子） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（柳谷真吾） お答えいたします。

工事の事業の内訳になりますが、浜通線の融雪溝の整備事業、次に桜川地区の融雪溝の整備事業、次に柳町3丁目地区の舗装補修事業、次に釜臥山恐山線道路復旧事業のほかに、浜通線と桜川地区の融雪溝の電柱移転の補償などになります。

以上です。

○委員長（濱田栄子） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） そのうち大湊浜通線の新年度の予算は幾らか。また、新年度の工事区間は何メートルぐらいかということをお尋ねします。

○委員長（濱田栄子） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（柳谷真吾） お答えいたします。

新年度の浜通線の予算といたしましては、約1億1,000万円を見込んでおります。新年度の工事区間につきましては、大湊小学校付近から大湊上町側へ約520メートルの工事を予定しております。

以上です。

○委員長（濱田栄子） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 分かりました。それで、この工事の最終完成年度はいつを見込んでいるのでしょうか。

○委員長（濱田栄子） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（柳谷真吾） お答えいたします。

こちらの工事の予定といたしましては、令和6年度の整備完了を目指しております。

以上です。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。東健而委員。

○委員（東 健而） 私も浅利委員の質疑と同じところを質疑しようと思っていましたが、今の説明で大分分かりました。この予算書を見ますと、金額の2億4,500万円、この内訳ですけれども、これが1か所だったのか、2か所だったのか、箇所が分かりませんでしたので、それを聞くつもりでおりましたけれども、今の説明で分かりました。

この浜通地区の予算は分かりましたけれども、大体2億4,500万円で説明を受けました箇所のあれは、全額ということでしょうか。

そこで伺いますが、この工事は予算化されたばかりでございませぬけれども、大ざっぱな工事で金額が示されています。この工事は入札か、随意契約か、どちらでしょうか。

○委員長（濱田栄子） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（柳谷真吾） 全て入札となります。

○委員長（濱田栄子） 東健而委員。

○委員（東 健而） 分かりました。金額を聞くのはやばなことでございませぬので、聞きませぬけれども、最後に工期について伺います。浜通地区以外の工期はどのようになっているのかお伺いいたします。

○委員長（濱田栄子） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（柳谷真吾） お答えいたします。

浜通線以外に桧川地区につきましては、令和3年度で市の事業については完了を見込んでおります。その他2件につきましては、令和3年度の単年度事業となります。

以上です。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 1点だけお伺いします。

77ページの空き家等利活用推進事業ですけれども、これ昨年度200万円予算がついて、今年度150万円。50万円減っているわけですけれども、今年度とか昨年度、空き家の調査、居住誘導地域内での調査をしたはずですが、もう少し逆に予算が増えて積極的にやってもいいのではないかなという、調査も踏まえてという感想があるのですが、あくまでこの50万円減、今回の150万円というのは、物件がある程度数が見えての予算化したものなのか、それともまだ物件は見えていないけれども、予算として150万円盛ったものなのかどうか、まずお伺いいたします。

○委員長（濱田栄子） 都市計画課長。

○都市整備部都市計画課長コンパクトシティ推進室長（黒澤幸太郎） 令和3年度の予算についての見通しに関するお尋ねかと思っておりますけれども、今のと

ころ見通しがありませんが、過去の事例を参考に、件数を参考にして3件を見込んで設定しております。

以上です。

○委員長（瀧田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀧田栄子） 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○委員長（瀧田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（吉田 真） それでは、第9款消防費についてご説明いたします。予算書の79ページをお開き願います。

まず、第1項消防費、第1目常備消防費についてであります。これは下北地域広域行政事務組合に対する負担金でありまして、主なものといたしましては、消防本部28名、むつ消防署49名、大湊消防署26名、大畑消防署27名、川内消防分署21名、脇野沢消防分署17名、計168名の消防職員に係る人件費などとなっております。前年度の予算額と比較して2,286万3,000円が減額している主な理由といたしましては、消防職員給与費の減等によるものであります。

次に、第2目非常備消防費についてであります。これは消防団事務を委託しております下北地域広域行政事務組合に対する委託料でありまして、主なものといたしましては、むつ消防団440名、川内消防団271名、大畑消防団180名、脇野沢消防団101名、計992名の団員に係る報酬、費用弁償などとなっております。

次に、第3目水防対策費についてであります。これはむつ、川内、大畑及び脇野沢の4地区の水防倉庫に災害時用として備蓄保管されている資機材の補充や災害時の応急措置のための土のう等の整備に要する経費であります。

次に、第4目防災対策費についてであります。これは防災対策全般に要する経費でありまして、主なものといたしましては、情報伝達手段整備事業費のほか、災害時用備蓄食料の購入費、防災行政無線放送に係る電気料及び設備保守点検に係る業務委託料、津波防災マップ作成に要する経費などとな

っております。前年度の予算額と比較して5億9,446万5,000円の増額となっております主な理由といたしましては、情報伝達手段整備事業費の増によるものでありまして、令和4年11月に使用期限を迎える既存のアナログ式防災行政無線をデジタル化するもので、主に津波への備えとして市内全域の沿岸部を中心に約80か所の屋外スピーカーを整備するものであります。

また、新規事業といたしましては、自主防災組織感染症対策資機材給付事業であり、自主防災組織に対して手指消毒液やマスク等の感染予防、感染拡大防止に必要な資機材を給付する事業となっております。

次に、第5目の消防施設整備費についてであります。これは防火水槽及び消防団屯署等の整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては、川内消防団第8分団に消防ポンプ自動車を配備するための消防団車両整備事業費3,359万4,000円のほか、防火水槽整備費、消防広報車整備事業費などとなっております。

なお、この消防広報車整備事業につきましては、今年度寄贈を受けた車両の塗装や赤色灯及びスピーカー等の取付けを行い、消防団の広報車として活用するものであります。

以上が第9款消防費の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○委員長（濱田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（角本 力） それでは、第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目についてご説明いたします。予算書の81ページをお開き願います。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてであります。これは教育委員の報酬のほか、教育委員会の運営などに要する経費であります。

次に、第2目事務局費についてであります。これは教育委員会事務局の運営及び事務事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、

まさかり高校医学部進学・特進コース事業費及び下北Project事業費となっております。減額となりました主な理由といたしましては、職員構成の変更に伴う給与費の減及び会計年度任用職員の減によるものとなっております。

次に、第3目義務教育振興費についてであります。これは児童・生徒への教育活動や支援に要する経費でありまして、主なものといたしましては、スクールサポーター配置事業、82ページに移りまして、外国語指導助手派遣事業費及び教師用教科書指導書、購入事業費となっております。

次に、第4目教育研修センター費についてであります。これはむつ市教育研修センターの管理運営などに要する経費であります。

次に、83ページに移りまして、第5目学務管理費についてであります。これは児童・生徒の入学等の手続や就学援助及び奨学金の貸付けなどに要する経費であります。

次に、第6目教員住宅管理費についてであります。これは教員住宅の管理に要する経費であります。

次に、第2項小学校費、第1目小学校管理費についてであります。これは小学校の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、スクールバス運行管理費、GIGAスクール端末整備事業費、学校情報通信環境管理運営事業費となっております。増額となりました主な理由といたしましては、GIGAスクール端末の購入費及び各学校に整備した通信環境の管理運営のための経費の増となっております。

次に、84ページに移りまして、第2目小学校教育振興費についてであります。これは小学校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、第3項中学校費、第1目中学校管理費についてであります。これは中学校の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、スクールバス運行管理費、学校情報通信環境管理運営費となっております。増額となりました主な理由といたしましては、市立田名部中学校室内タンク・高架水槽更新工事のほか、経年劣化による施設の改修及びGIGAスクール事業において各学校に整備した通信環境の管理運営のための経費の増となっております。

次に、85ページに移りまして、第2目中学校教育振興費についてであります。これは中学校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費についてであります。

これは社会教育の推進及び生涯学習の振興に要する経費でありまして、主なものといたしましては、海と森ふれあい体験館指定管理料、放課後子ども教室推進事業費となっております。減額となりました主な理由といたしましては、職員構成の変更に伴う給与費の減及び海と森ふれあい体験館指定管理料の減となっております。

次に、第2目公民館費についてであります。これは中央、川内、大畑、脇野沢の各公民館と地区公民館の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、公民館管理運営費、86ページに移りまして、中央公民館照明器具LED化工事費となっております。

次に、第3目図書館費についてであります。これは図書館の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、図書館館内照明器具LED化工事費、人と本をつなげるまちづくり事業費となっております。増額となりました主な理由といたしましては、図書館空調設備改修工事及び人と本をつなげるまちづくり事業費による経費の増となっております。この人と本をつなげるまちづくり事業につきましては、おでかけおはなし会や各種イベントでの出張図書館、夏休みの自由研究や読書感想文に役立つ本を紹介する活動などを実施するため、購入から20年が経過する異動図書館車の更新を行うものであります。

次に、87ページに移りまして、第4目文化振興費についてであります。これは芸術文化の振興、文化財の保護などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業費、田名部館遺跡本発掘調査事業費となっております。増額となりました主な理由といたしましては、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業費として、沈澄池堰堤保存修理工事が本格的に実施されることによる工事費の増及び田名部館遺跡本発掘調査事業に要する経費の増となっております。この田名部館遺跡本発掘調査事業につきましては、代官山公園の園路工事に伴い、令和2年度に確認調査を実施したところ、遺構や遺物が確認されたことから、本調査を実施するためのものであります。

次に、第5目下北自然の家管理費についてであります。これは下北自然の家の管理運営に要する経費であります。

次に、88ページに移りまして、第5項保健体育費、第2目学校保健費についてであります。これは児童・生徒、教職員の健康診断やけが等の見舞金などに要する経費であります。

次に、89ページに移りまして、第3目学校給食費についてであります。これは児童・生徒への学校給食を提供するための調理場の管理運営に要する

経費でありまして、主なものといたしましては、(仮称)むつ市防災食育センター建設事業となっております。増額となりました主な理由といたしましては、平常時には学校給食を提供し、災害時には応急給食の調理、配送及びボランティアの活動拠点としても機能する(仮称)むつ市防災食育センター建設事業に係る基本設計及び実施設計のための経費の増となっております。

以上が第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(濱田栄子) 民生部長。

○民生部長(中村 久) それでは、第10款教育費のうち、民生部で所管しております費目についてご説明いたします。予算書の88ページをお開き願います。

第5項保健体育費、第1目保健体育総務費についてであります。これは一般職員の給与、スポーツの推進、各種団体の育成や支援などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、一般職員の給与費のほか、むつ市体育協会及びスポーツ大会開催団体への補助金、令和3年7月に当地域で開催されます市町村対抗青森県民体育大会の開催地負担金及び令和8年開催の国民スポーツ大会の準備などに要する経費となっております。

次に、89ページに移りまして、第4目体育施設管理費についてであります。これは陸上競技場や野球場、スキー場などの体育館を除いた体育施設の整備や管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、むつ運動公園及びむつ市釜臥山スキー場の指定管理料、大畑中央公園指定管理料、むつ市釜臥山スキー場整備事業に要する経費のほか、各施設の管理費などとなっております。昨年度と比較して1,140万9,000円の増となっておりますが、増額の主な要因といたしましては、むつ運動公園野球場の不陸調整工事、大畑中央公園高圧受電設備更新工事による工事請負費の増によるものであります。

次に、第5目体育館管理費についてであります。これは川内体育館及び大畑体育館の維持管理に要する経費となっております。

次に、90ページに移りまして、第6目ウェルネスパークの管理費についてであります。これはむつ市ウェルネスパーク管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、ウェルネスパーク指定管理料及びセンターハウストップライト改修工事となっております。昨年度と比較して944万9,000円の増となっておりますが、これにつきましてはウェルネスパークのセンターハウスのトップライトの改修工事による工事請負費の増となります。

次に、第7目防災緑地・大平マリーナ管理費についてであります。これは防災緑地と大平マリーナ緑地とを青森県との協定に基づき市が維持管理を行うために要する経費となっております。

次に、第8目むつ市総合アリーナ管理費についてであります。これは昨年9月にオープンしたむつ市総合アリーナの管理運営に要する経費でありまして、水道光熱費のほか、各設備の保守点検業務委託料、施設管理業務委託料など、アリーナの維持管理に要する経費となっております。昨年度と比較し2,044万2,000円の増となっておりますが、増員の主な要因といたしましては、昨年度は年度途中からの供用開始に応じた維持管理費の積算としておりましたが、本年度においては1年間通年での経費積算としたことによるものであります。

以上が第10款教育費のうち、民生部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） 86ページ、第3目図書館費、人と本をつなげるまちづくり事業費についてお伺いします。

移動図書館車の更新に伴う金額のほうをお知らせ願いたいと思います。

○委員長（濱田栄子） 図書館長。

○教育委員会事務局副理事図書館長（櫻井 忍） 金額の内訳ということになりますと、改造業者との打合せ旅費が10万9,640円、あと保険料であるとか手数料、廃車代行手数料とかが合わせて2万5,000円、3万2,000円というふうになっております。そして、自動車税が1万7,500円、そして自動車の購入費、これが2,356万7,800円となっております。

○委員長（濱田栄子） 杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） この新しい移動図書館車は、前のものと比べてどういった車になっているのか、そちらのほうもお聞きしたいと思います。

○委員長（濱田栄子） 図書館長。

○教育委員会事務局副理事図書館長（櫻井 忍） 前の車と違うところといいますか、新しい設備としまして、やはりこれからのコロナ禍の新しい生活様式の中で、そういう感染対策のほうに少し重点を入れまして、空気清浄であるとか、自動手指消毒液とかを積み込めるような、そういうものを考えております。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 3点ほどお尋ねさせていただきます。

まず第1に、第1項第3目、学力向上推進事業費が昨年度よりも400万円ぐらい上がっております。この内容は何なのか。

そしてもう一つが、スクールサポーターですけれども、何人の予定で予算を配置する予定でおりますでしょうか。

そして、第2項第1目の学校情報通信事業が小・中とありますが、これは通信事業費となっておりますけれども、設置のためなのでしょうか、それともWi-Fiのこれからずっとつながる、継続的な金額なのでしょうか、お伺いします。

○委員長（濱田栄子） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（飯田一彦） お答えいたします。

まず最初に、予算が若干上がっていることに関しましては、学校教育課で教科ごとに総合学力調査を実施しており、これまで現在小学校5年生から中学校3年生までを対象に学力調査を行ってございましたけれども、それを小学校4年生からにすることで、より下の学年から実態を分析でき、学力向上に向けた取組につなげられるとの考えから上がったものでございます。

次に、スクールカウンセラーにつきましてお答えいたします。令和3年度は33名のスクールサポーターを任用する予定であります。各学校からの要望は61名であり、要望数からするとおよそ半分程度の要望にお応えしているのが現状であります。

以上です。

○委員長（濱田栄子） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） お答えいたします。

学校情報通信環境管理運営事業につきましては、今年度整備しましたGIGAスクール事業に伴いまして、これから維持管理に係る経費となつてございまして、小学校費で2,676万8,000円、中学校費で1,941万3,000円ということで、計4,600万円程度が今後かかっていく維持管理経費ということになっております。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） スクールサポーターの件でもう少しお話をお伺いしたいのですが、来年度からGIGAスクールが始まるわけです。その中で各学校で61名ということで要望しているのにも半分しかできないというのは、予算の問題もあるのでしょうか、ちょっと問題なのではないかと思っておりますが、そこら辺は各学校にどのように説明をするつもりでしょうか、お伺いします。

○委員長（濱田栄子） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（飯田一彦） スクールサポーターの配置に関しましては、G I G Aスクール等の取組とは一切関係ございません。主に低学年の児童や支援を要する児童・生徒に対して生活支援や学習のサポートをすることを業務としております。また半分程度の要望にしかお応えできないのは、委員おっしゃったとおり、予算の関係であると説明しております。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 2点お伺いします。

子供たちにむつ下北のよさを知ってもらって、やはり誇りを持ってもらうというのは非常に大事なことだと思っています。ジオパーク体験活動推進事業について、令和3年度の事業内容をお伺いしたいと思います。

もう一つは、図書館費のことなのですが、去年もずっとLED化が進んでいるのですけれども、今回はどこの場所をLED化するのか。日頃図書館を、私年2回ぐらい展示ホールを使うのですけれども、あそこの照明が全く機能していないという状況なので、これは今後改修の見通しがあるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（濱田栄子） 学校教育課総括主幹。

○教育委員会事務局学校教育課総括主幹（佐藤 充） ジオパークの推進活動についてお答えいたします。

まず、事業の概要ですけれども、大きな目的としましては、教育大綱に位置づけてございます「地域とともにある学校」、「ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育」と記載してありますとおり、ジオパークに象徴される豊かな自然や地域に根差した文化や伝統等の地域資源について学び、地域への愛着と誇りを育む体験活動を推進するというふうなことを大きな目的としてございます。

具体の事業の中身ですけれども、次年度、令和3年度も補助金を各学校のほうに、希望がある学校のほうにお渡しいたしまして、学校からジオサイトまでのバス代、それから観光船代、拝観料、ジオサイト学習に伴う教材費や消耗品などの補助をする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） 図書館長。

○教育委員会事務局副理事図書館長（櫻井 忍） お答えします。

図書館の改修事業費、照明器具LED化工事費ですけれども、館内の9割程度が更新される予定なのですけれども、照明器具自体がLED化できない

というところが何か所かありまして、館内のチューブライトであるとか、展示ホールの照明も、その照明の電球を取り替えるだけではLED化できないということで、器具そのものの新しいものに取り替えるということになりまして、残念ながら今回の改修のほうには入りませんが、そこも令和4年度以降改修する予定であります。

○委員長（瀨田栄子） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 2点お願いします。

1点目は、むつ市防災食育センターの件です。場所とか、その給食事業の今後、どういうふうを考えているのかの説明をお願いします。

もう一点は、むつ市総合アリーナの管理のことです。他の施設、運動施設が指定管理になっているのに、ここだけは委託というふうな考え方で予算計上していますけれども、何で委託なのか教えてください。

○委員長（瀨田栄子） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

防災食育センターの場所と給食事業の今後ということでございますけれども、まず建設場所につきましては検討の中ではむつマエダアリーナ南側、旧第三田名部小学校跡地、旧関根中学校跡地を候補地として進めておりまして、市といたしましては、このうちマエダアリーナ南側が適地であると考え、昨年度の予算審査特別委員会の中でそのようにお答えしておりますところでございますが、今年度基本計画を専門業者に委託したところ、様々な角度からの考察がなされておりましたので、この基本計画の策定を待って、改めてこの3つの候補地について検討することといたしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、給食事業の今後といたしましては、この防災食育センターにおいてむつ地区、大畑地区の全ての学校の給食を、これ4,200食と想定しておりますけれども、こちらをこのセンターで、残る西通り地区、川内、脇野沢につきましては、西通学校給食センターのほうで調理するというような方向で現在のところ考えております。

以上でございます。

○委員長（瀨田栄子） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（中村昭男） 総合アリーナの管理についてのお尋ねにお答えいたします。

令和2年9月に供用開始いたしました総合アリーナですが、供用開始以後直営状態となっております。また、令和3年度も直営で運営することとしております理由といたしましては、令和4年度から隣接いたしますウェルネス

パークとの一体管理に向けた指定管理という方向性に従いまして、ランニングコストの実績を取るために令和3年度も直営で管理を行いまして、精度の高い指定管理料の積算をしたいということで直営となっております。

以上です。

○委員長（濱田栄子） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 体育館の件はよく分かりました。防災食育センターについて、もう少し聞かせてほしいのですけれども、計画をしているということで、今回の予算は約9,200万円。計画つくるだけで、この9,000万円もお金かかるのですか。この金額、何でこんなにかかるのか、計画を立てるだけで。

もう一つは、場所が3か所ぐらい候補地あるというものの、候補地が決まっていらないのに計画というのは立てられるのですか。それを説明をお願いします。

○委員長（濱田栄子） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

まず、基本設計と実施設計の予算では9,204万円ということでお示ししているところですが、こちらにつきましては、まず4,200食という規模もございまして、防災機能、食育機能ということもございまして、他の事例、防災食育センターの事例を見ますと、およそこのくらい程度の規模、金額になるというふうに考えてございます。

あと候補地がまだ決まっていないということについてでございますけれども、これは現在基本計画のほうを策定しております。基本計画は、あくまでも建物の概要といいますか、大ざっぱな計画、見通しをつくるものでございまして、こちらにおいて建設地の検討もしていただいておりますので、それを参考にしながら、次の実施設計を出すまでの間に十分に検討して、スピーディーに対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 何と言ったらいいのか、ちょっと言いづらいのですけれども、答弁がごこちないと感じます。なぜかという、やっぱり建物工事するときに場所も決まっていらないのに、その上物だけをまずは決めて、それに合った場所を決めるというふうに聞こえたのですけれども、逆だと思いませんか。場所が決まって、その場所に合わせた箱物を造る、またはその用途によって場所を選定して、その用途を細工するみたいなことになるのが普通の考え方だと思いますけれども、今の答弁でいくと、どう見ても、場所を今から公表してはいけないのかなみたいなふうに聞こえるのですけれども、そこ

のところはどういう考えなのですか。

○委員長（濱田栄子） 鎌田副市長。

○副市長（鎌田光治） 斉藤委員のお尋ねにお答えします。

ちょっと誤解を受けるような今の答弁でございました。非常に分かりやすく言いますと、今年度やっているのは基本計画なのです。この基本計画の中で場所も選定します。それで、来年度の9,000万円は、それに従って今度は基本設計と実施設計、設計費なのです。なので、この場所の選定を含め、3月末までに候補地の選定をしたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（濱田栄子） 3回です。

ほかに質疑ありませんか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 今の同じところのお尋ねなのですけれども、給食センター、私としては前回も聞かせていただいたのですけれども、新しくなるということで、そういう面でも大変よろしいかと思えます。

ちょっと確認の意味も含めてお伺いしたいのですけれども、まずどこに移ったとしても新しくなって、それなりのキャパが広がるわけですから、当然人員的な部分も補充もしくは新しいところになると。この中で、こっちから募集してやるのか、もしくはどこか外注して委託する、そこまで今のところ踏み込んでいないかもしれませんが、もし考えがあったらどういうふうにしていくのかと。

あともう一つですが、参考のために教えていただきたいのですけれども、たしか給食というのは、作って出るまでに45分以内に届けるというお話が何かあったような気が、違っていたらごめんなさい、あったと思うのですが、それは守られているのか。また、その場所によって45分以内の到着は可能なのかと。そして、将来的に以前の答弁ですと、川内、また脇野沢の方面も含めて、将来的には1つにして、全部のところ一律届けたいというお話があったのですけれども、そこら辺のところは、将来的ですので、もしあるとすればよろしく願います。

○委員長（濱田栄子） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

運営方法ということでまず1点目、現時点ではまだ具体的には決まっておられませんけれども、指定管理ですとか業務委託のほうも視野に入れながら今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、配送についてのお尋ね、2点目でございますけれども、給食の提供に当たりましては、国の指針で調理後2時間以内にこれを食べ始める、喫食

するというふうに規定がございまして、市内の各学校に運搬するに当たっては、先ほどありました西通り地区まで配送しても2時間以内には配送できるというふうに捉えてございます。

以上です。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○議員（工藤祥子） 簡単な質疑ですけれども、文化振興費の中で田名部館遺跡の調査が始まるということで予算が計上されていますけれども、どのようなものが発見されて、そして何年計画で始まるのでしょうか。

○委員長（濱田栄子） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（加藤昭広） 代官山公園の園路整備に伴いまして、当該地域は埋蔵文化財包蔵地に登録されていることから、確認調査を実施したところでございます。確認調査では、堀の遺構、そして鉄製品や玉類などの遺物も出土したところでございます。文化財保護法に基づきまして、青森県から本調査との通知がございましたことから、令和3年度に詳細な発掘調査を実施するものでございます。この計画は、来年度1年ということになります。

また、その後報告書とかそういうようなものもつきますと、令和4年度までかかるということで現在計画をしております。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

ここで、11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（濱田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、第11款公債費についてご説明いたします。予算書の91ページをお開き願います。

まず、第1項第1目元金についてであります。これは各事業の実施や臨時財政対策債などで借入れした長期債の元金償還金でありまして、借換債償還金の増が増額の要因となっております。

次に、第2目利子についてであります。これは長期債及び一時借入金に

係る利子の支払いであります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀨田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、第12款諸支出金についてご説明いたします。

第1項第1目公営企業費についてであります。これは下北医療センターが運営する病院事業及び上下水道局所管の水道事業会計、下水道事業会計に対する一般会計の負担金、補助金及び貸付金でありまして、脇野沢地区水道施設整備事業に係る水道事業会計負担金などや、コロナの影響の減収に伴う下北医療センター負担金の増が増額の要因となっております。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀨田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、第13款予備費についてご説明いたします。

第1項第1目予備費についてであります。これは予算の不足を補うためのものであります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀨田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

○委員長（瀨田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第21款市債まで一括説明を受け、審査をいたします。
理事者の説明を求めます。税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） 歳入のうち、第1款市税についてご説明いたします。予算説明書の10ページをお開き願います。

初めに、総括的な部分について申し上げます。市税総額は49億1,535万円を計上しております。これを前年度と比較しますと、金額では8億3,322万5,000円、率で14.5%の減となっております。予算の積算に当たりましては、令和2年度の決算見込みを基に、税制改正による影響及び景気経済動向等を加味して求めた調定額に徴収率を乗じて予算額を積算しております。

なお、徴収率については、現年度課税分を98.9%、滞納繰越分を15.0%、全体では前年度と同率の94.7%の見込みとしております。

続いて、12ページに移りまして、税目ごとにご説明いたします。まず、第1項市民税についてであります。前年度に比べ2億4,315万2,000円、率にして9.0%減の24億5,606万6,000円を計上しております。内訳といたしまして、第1目個人市民税は納税義務者数の減、給与所得及び営業所得の減少を見込んだことから、前年度に比べ2億1,844万円、率にして9.0%の減としております。第2目法人市民税についても、法人の収益の減少による減及び法人税割の税率改正による減を見込み、前年度に比べ2,471万2,000円、率にして8.7%の減としております。

次に、第2項固定資産税についてであります。土地は評価替えによる減を、家屋は新型コロナウイルス感染症に係る軽減措置による減を、償却資産についても同じく軽減措置による減を見込み、全体では前年度に比べ5億7,353万4,000円、率にして26%減の16億3,572万1,000円を計上しております。

次に、第3項軽自動車税についてであります。旧税率から新税率への移行により、前年度に比べ515万6,000円、率にして3.1%増の1億7,068万8,000円を計上しております。

次に、13ページの第4項市たばこ税についてであります。税率の改定及びたばこの消費本数の減少を加味し、前年度とほぼ同額の5億1,083万1,000円を計上しております。

次に、第5項都市計画税についてであります。評価替え及び新型コロナウイルス感染症に係る軽減措置により、前年度に比べ2,167万1,000円、率にして13.4%減の1億4,053万2,000円を計上しております。

最後に、第6項入湯税についてであります。前年度に比べ2万6,000円、率にして1.7%減の151万2,000円を計上しております。

以上が第1款市税についての説明でございます。ご審査のほどよろしくお

願いたします。

○委員長（濱田栄子） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、私からは市税を除く歳入についてご説明いたします。予算書13ページの下段からとなります。

第2款地方譲与税についてであります。これは第1項地方揮発油譲与税及び14ページに移りまして、第2項自動車重量譲与税とともに市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものであります。また、第3項森林環境譲与税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備やその促進に関する費用として交付されるものであります。地方譲与税は、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し計上しております。

次に、第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子などの収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当などに課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し計上しております。

次に、15ページに移りまして、第6款法人事業税交付金についてであります。これは令和2年度から法人住民税、法人税割の税率が引き下げられたことに伴い、市町村の減収分を県が市町村に交付するもので、前年度交付見込額を勘案し、計上しております。

次に、第7款地方消費税交付金についてであります。これは消費税等と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業者数等に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に総務省の概算要求の伸び率等を勘案し計上しております。

次に、第8款環境性能割交付金についてであります。これは市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものでありまして、前年度の交付見込額を基に計上してございます。

次に、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫、燃料庫などの土地、建物及び工作

物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し交付されるものでありまして、前年度の交付見込額を基に計上しております。

次に、15ページから16ページにかけての第10款地方特例交付金についてありますが、これは個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補填するための個人住民税減収補填特例交付金及び自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するための自動車税減収補填特例交付金並びに軽自動車税減収補填特例交付金であります。また、16ページの新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、中小企業者支援のため事業用固定資産税及び都市計画税の市町村が実施する軽減措置による市町村の税収減収分全額が交付されるものであります。

次に、第11款地方交付税についてありますが、これは国税の一部を地方公共団体が等しくその行うべき事務が遂行できるよう、一定の基準により国から交付されるものでありまして、普通交付税につきましては、前年度交付額に地方財政計画の伸び率を勘案し計上しております。

次に、第12款交通安全対策特別交付金についてありますが、これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等を算定の基礎として交付されるものであり、前年度交付見込額及び伸び率を勘案し計上しております。

次に、16ページから17ページにかけての第13款分担金及び負担金についてありますが、これは下北圏域障害支援区分認定審査会設置負担金、老人ホーム入所者負担金、保育児童保護者負担金などであります。増額の主な理由は、保育児童保護者負担金が入所児童の増加により増額となったことによるものです。

次に、17ページから18ページにかけての第14款使用料及び手数料についてありますが、これは福祉施設、斎場、市営住宅など各種公共施設の利用に係る使用料及び戸籍、健診、一般廃棄物処理など各種行政サービスに係る手数料が主なものであります。減額の主な理由は、第5目商工使用料のうち、濃々園の休止に伴う温泉使用料の減によるものであります。

次に、18ページから21ページにかけての第15款国庫支出金についてありますが、これは各種事務事業に係る国の負担金、補助金及び委託金であります。増額の主な理由は、20ページ、第5目土木費国庫補助金のうち、コンパクトシティ推進事業費及び横迎町中央2号線整備事業などに係る社会資本整

備総合交付金の増のほか、第10目地方創生推進交付金のうち、むつ下北未来創生キャンパス整備事業に係る地方創生拠点整備交付金の増によるものであります。

次に、21ページから24ページにかけての第16款県支出金についてであります。これは各種事務事業に係る県の負担金、補助金及び委託金であります。増額の主な理由は、23ページの第2項県補助金、第12目原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の増のほか、24ページ、第3項県委託金、第1目総務費県委託金のうち、衆議院議員総選挙委託金が増となったことによるものです。

なお、24ページ、第3項県委託金、教育費県委託金は廃目となっております。

次に、25ページから26ページにかけての第17款財産収入についてであります。これは土地、建物、市有牛などの貸付けに係るもののほか、市有地、立木などの売払いに係るものであります。減額の主な理由は、26ページの第2項財産売払収入のうち、第1目不動産売払収入の減によるものであります。

次に、第18款寄附金についてであります。これはふるさと納税寄附金及びまち・ひと・しごと創生寄附金であります。増額の理由は、ふるさと納税寄附金が増となったことによるものであります。

次に、27ページの第19款繰入金についてであります。これは事業目的によるそれぞれの基金からの繰入れと特別会計からの繰入れであります。減額の主な理由は、28ページの廃目となりましたむつ市総合アリーナ建設事業に係る公共施設整備基金繰入金が減となったことによるものであります。

なお、27ページの大畑町沿岸漁業振興基金繰入金、28ページの過疎地域自立促進基金繰入金及び公共施設整備基金繰入金は廃目となっております。

次に、28ページから30ページにかけての第20款諸収入についてであります。これは奨学金貸付金元金収入のほか、一部事務組合下北医療センター貸付金元金収入及びほかの地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、そのほかいずれの款にも属さない収入などであります。増減額の主な理由は、29ページの第3項貸付金元利収入、第4目教育元金収入の増などによるものであります。

次に、30ページから32ページにかけての第21款市債についてであります。第1目総務費のうち、臨時財政対策債は地方財政計画の増減率を勘案し計上しておりますほか、普通建設事業の財源として発行するものであります。増額の主な理由は、地方財政計画により臨時財政対策債が増となったほか、むつ下北未来創生キャンパス整備事業及び情報伝達手段整備事業等の増による

ものです。

この結果、歳入総額は歳出と同額の387億円となりました。

以上が歳入全般の説明であります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 1点、伺います。

新聞報道またはそういった関連する報道で、当初歳入につきまして、市税の関係で11億円の減収というふうな、そういう報道が流れておりましたけれども、全体的に8億3,000万円ほどに縮小されたと。その主な要因について伺います。

○委員長（濱田栄子） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。

まず、当初11億円の市税の減ということでの報道がなされましたけれども、この数値につきましては、財政中期見通しのほうにおきまして算定した金額ということになります。こちらを見積もった際、固定資産税の軽減措置とか最大限見込んで算定したところがございます。その後景気経済動向等を精査して、今回計上しました約8億円の減収となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 細かく見ていけば、参考資料ですけれども、国庫支出金が恐らくコロナ禍の国の財政出動だと思いますけれども、軒並みプラスになっていると。その反面市債が大きく伸びているということで、今後市債に関しましては幾らですか、19億円、結構な市債が伸びている関係上、今後市政運営、財政運営に、当面ですけれども支障が出ないのか、その点について簡単で結構です、伺います。

○委員長（濱田栄子） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

市債が増えているということでございますけれども、こちらのほう、合併特例債ですとか過疎債といった地方交付税措置の有利なものがあります。ですので、市の実質の負担というのはそれほど大きくなりませんので、将来負担としてはそれほど大きくないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 16ページの第10款、地方特例交付金なのですけれども、

6億円ちょっと国のほうから出ているのですけれども、説明の中では固定資産税の削減のことからという説明を受けたのですけれども、この割引というのは初めから国のほうから幾らまで低減してもいいよということがあったのかどうか、まずお伺いします。

○委員長（濱田栄子） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

限度額というものは示されておりませんで、軽減した分全て国から交付されるものとなっております。

○委員長（濱田栄子） 山本留義委員。

○委員（山本留義） こういう時期ですから、例えば限度額が示されていなかったと。それは国の考え方なのか、むつ市の聞き方がどうか。限度額が示されていなければ、より大きな固定資産税の削減ができていたのかなと自分が考えたものですから、質疑しているのですけれども、そういう形の中では事前にそういう情報はなかったのですか。

○委員長（濱田栄子） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えします。

固定資産税の軽減措置というところでございますけれども、これは昨年4月に国からの通知がございまして、中小事業者等所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置ということで、こちらの減額措置につきましては、影響額が前年に比べて30%以上50%未満減少している方に関しては2分の1を、50%以上減少している方に関してはゼロにするというような措置が講じられることとなったところでございます。したがって、限度額とかそういうものは定められてございません。

以上です。

○委員長（濱田栄子） 山本留義委員。

○委員（山本留義） そうすれば、国の説明の中で、いっぱいそういう形の中でむつ市の分に関しては限度額が来たということで理解してよろしいのですか。

○委員長（濱田栄子） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

あくまで当市といたしましては、来年度軽減措置申請された場合の最大額をイコールとしてというか、その額を限度額として見込んでおります。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 29ページの上の枠のほうの教育貸付金元金収入のところなのですけれども、借りている中のメニューがちょっと違って、市のあれで

はないのですが、聞くところによりますと、なかなか奨学金の返済も大変だというお話を聞いた中で増収ということになっているのですけれども、そこら辺の内訳といいますか、内容を教えていただきたい。

○委員長（瀧田栄子） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

奨学金の元金収入ということでございますけれども、こちらはその年の分、現年度分として今年度より377万2,000円増の4,104万円ということで返還の金額を積算してございます。こちらのほうにつきましては、今年度、通常の貸付けとは別に、さらに条件を拡大して貸付けした部分というものもございまして、そちらのほうが入ってきたりということもありますので、増額されているということでご理解ください。

○委員長（瀧田栄子） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 分かりました。あくまでも予算ですから、あれですけれども。ただ、今後の見通しとして、このままコロナの云々が続くと、例えば東京とか旅に行ってる子はバイトもできない、また親御さんの収入も減るなどなどの要因が考えられ得ると思うのですけれども、見込みとしてはどのように考えていますか。このままいくのは当然一番うれしいことなのでしょうけれども、そこら辺も含めたものも考えているのかもお教え願いたいのですけれども。

○委員長（瀧田栄子） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

貸付けの見込みということになるかと思えますけれども、予算といたしましては、現在貸付けしている人数よりも若干多めに準備してございますので、その点においては貸付けを受けたい方に対してはある程度貸付けはできるというふうに教育委員会としては考えてございます。

○委員長（瀧田栄子） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） すみません、ちょっと私の言い方が悪くて。入り、返してもらおうほうの部分に対してなのですけれども、なかなか収入が大変だと。そうならば今度、雑誌でも1回問題になったのですけれども、保証人に行くとか、もろもろの厳しいシビアな状況が出ているのですけれども、そこら辺のところをもう一度、すみません、お願いします。

○委員長（瀧田栄子） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。大変失礼いたしました。

返済につきましては、経済的な事情であるとか、そういうものに対してはこれまでもご事情を伺いまして、猶予などの制度がございまして、引き続き

きそのような対応をしてまいりたいと考えてございます。

○委員長（瀨田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第24号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（4番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。

議案第24号 令和3年度むつ市一般会計予算について、一部反対討論を行います。

コロナ禍によって減収が見込まれている中、地方交付税等の大幅増や地方創生推進交付金等を活用して、畜産基盤整備事業や高齢者見守りIoT電球整備事業等の新規事業等多く計上されています。しかし、目玉事業の一つとも言える新規事業の高齢者無料乗車証事業は歓迎ですが、マイナンバーカードを条件にするのは問題があります。

むつ下北未来創生キャンパス整備事業も、子供たちの夢を育てる事業として注目しますが、それとともに夢を持ち続け、夢を諦めさせることのないように就学援助制度の拡充、子ども医療費、通院費無料化の実現での支援等も同時に実施すべきです。

近年子供の貧困率が高まっています。原発関連の歳入は今年も23億3,864万5,000円です。この財源について、依存ではなく、未来を構築していくための財源として転換するための財源として活用するとしているようです。しかし、地域産業の土台をつくる職員体制を見ると、近年減らされ、不十分になっています。

危惧する点を若干述べて、一部反対討論とさせていただきます。

○委員長（瀨田栄子） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

議案第24号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者2人）

○委員長（瀨田栄子） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のと

おり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（瀨田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第25号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） それでは、議案第25号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和3年度の予算編成に当たりましては、青森県の財政支援、医療費の動向等を反映させ、平均加入世帯数を8,103世帯、平均被保険者数を1万2,285人と見込んで積算しております。予算に関する説明書の8ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、令和3年度の予算総額は歳入歳出ともに59億9,831万3,000円となっており、前年度と比較し2億3,228万6,000円の減となっております。

次に、9ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款国民健康保険税は、被保険者の動向、近年の調定額、収納率の実績及び新型コロナウイルス感染症の影響による課税対象所得の減少を見込み、前年度と比較し7,646万円の減、11億1,617万6,000円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料は、国民健康保険税の督促手数料であります。

次に、10ページに移りまして、第3款国庫支出金は、災害等の特別な事情により交付される災害時特例補助金であります。

次に、第4款県支出金、第1項県負担金・補助金のうち保険給付費等交付金は、国保制度改革に伴い設けられた費目で、保険給付に必要な経費及び国の特別調整交付金や特定健診等に係る負担金など、県を通じて交付される交付金を見込んで計上しております。被保険者の減少によりまして、1億4,976万7,000円の減としております。

第2項財政安定化基金交付金は、国保事業費納付金の納付に際し、歳入が不足する場合に県から交付を受けるものであります。

次に、11ページに移りまして、第5款財産収入は財政調整基金の利子収入であります。

第6款繰入金金は、低所得者の保険税軽減分などの保険基盤安定繰入金等を

計上しております。

次に、第7款繰越金は、決算において発生した剰余金を繰り越すためのものであります。

次に、12ページに移りまして、第8款諸収入についてであります。これは国民健康保険税の延滞金や返納金、第三者納付金及びその他いずれの款にも属さない収入等であります。

以上が歳入についての説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。13ページをお開き願います。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは国民健康保険の運営管理に要する経費及び青森県国民健康保険団体連合会へ納付する負担金となっております。

次に、第2項運営協議会費についてであります。これは国民健康保険運営協議会に要する経費でありまして、委員報酬等となっております。

次に、14ページに移りまして、第3項趣旨普及費についてであります。これは本制度の趣旨普及に要する経費でありまして、パンフレットの作成、健康優良家庭表彰事業等に要する経費となっております。

次に、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の窓口負担以外の医療費など保険者が負担する経費でありまして、主なものといたしましては、第1項療養諸費の一般被保険者療養給付費保険者負担経費、第2項高額療養費の一般被保険者高額療養費保険者負担経費、15ページに移りまして、第4項出産育児諸費の出産育児一時金、第5項葬祭諸費の葬祭費などとなっております。第1項療養諸費では、被保険者数の減少等によりまして、1億7,020万1,000円の減、第2項高額療養費では、医療技術の高度化等で1人当たり医療費が上昇していることなどから2,030万4,000円の増となっております。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。これは財政運営の責任主体となる県に国民健康保険税等を財源に納付するものでありまして、第1項医療給付費分、16ページに移りまして、第2項後期高齢者支援金等分、第3項介護納付金分として県から示された納付金を計上するものであります。被保険者の減少によりまして、第1項医療費給付費分では1億2,717万2,000円の減、第2項後期高齢者支援金等分では1,572万8,000円の減、第3項介護納付金分については、県から示された納付金額により4,635万7,000円の増としております。

次に、第4款共同事業拠出金についてであります。退職者医療制度の対象者把握に要する経費を計上しております。

次に、第5款財政安定化基金拠出金についてであります。これは国保財政の安定化を図るため、県に設置される財政安定化基金から災害や企業の破綻等の発生により保険料収納不足となって貸付けを受けた際に、交付額の3分の1を負担して補填する拠出金であります。

次に、17ページに移りまして、第6款保健事業費についてであります。これは被保険者の保健事業や予防事業に要する経費でありまして、第1項特定健康診査事業費では、特定健診及び特定保健指導に要する経費のほか、40歳代を対象にスマートフォン等から申請を行い、自ら採血し血液検査を行うスマホドック事業に要する経費を計上しております。

18ページに移りまして、第2項保健事業費では、レセプト点検員報酬等の医療費適正化事業、人間ドック事業に要する経費等を計上しております。

次に、第7款基金積立金は、財政調整基金の利子収入を基金に積み立てるものであります。

次に、19ページに移りまして、第8款公債費についてであります。これは一時借入金の利子の支払いに要する経費であります。

次に、第9款諸支出金についてであります。第1項償還金及び還付加算金は、国民健康保険税の還付金のほか、県の普通交付金の前年度精算に要する経費であります。不当利得及び第三者求償による受け取り済みの県支出金の精算のため、償還金を増額したことにより1,480万1,000円の増としております。

第2項繰出金は、川内及び脇野沢の両直営診療所運営に係る繰出金であります。

次に、第10款予備費は、1,000万円を計上しております。

以上が歳出についての説明でございます。

これで令和3年度むつ市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 来年度は値上がりがないということで安心していますけれども、その主な理由は何でしょうか。

○委員長（濱田栄子） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

保険税についてだと思えますが、国保は県に納付する事業費納付金と保健事業について、この保険税と基盤安定繰入金で賄われているということになってございます。この辺りのバランスが取れているということで、改定の必

要はないということになってございます。

○委員長（瀨田栄子） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 今法定外繰入れ解消という問題も出てきて、国会に提案されるような動きもあるのですけれども、もしこのようなことがあったりすれば、値上がりする可能性はあるのでしょうか。

それから、もう一つ、納付金の標準化という問題も出てきていますけれども、そういう問題も起きれば大変になるという、そういう思いがありますでしょうか。

○委員長（瀨田栄子） 国保年金課長、ご答弁できる範囲でご答弁ください。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

法定外についてだけお答えしますと、現在も法定外の繰入金については行っていないということでありますので、影響はないというところでございます。

○委員長（瀨田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第25号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 討論なしと認め、討論を終了します。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第26号 令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） それでは、議案第26号 令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本特別会計は、徴収いたしました保険料と一般会計から繰入れいたしました保険基盤安定負担金を保険者であります青森県後期高齢者医療広域連合に納付することを目的とした会計であります。

令和3年度の予算編成に当たりましては、平均被保険者数を8,920人と見込んで積算しております。予算に関する説明書の6ページをお開き願います。

総括表に明示してありますように、令和3年度の予算総額は歳入歳出ともに6億1,848万8,000円となっており、前年度と比較して2,388万9,000円の増となっております。

次に、7ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療保険料は、本制度を運営するための保険料で、徴収率については特別徴収と普通徴収を合わせて現年度分の徴収率を99.66%、滞納繰越分を50%と見込んでおります。保険料改定により3,665万9,000円の増としております。

第2款手数料は督促手数料であります。

第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金で、一般会計からの繰入金であります。青森県後期高齢者医療広域連合から示された保険基盤安定負担金の見込額により、1,477万円の減としております。

第4款繰越金は、令和2年度本特別会計の剰余金を見込んだものであります。

次に、8ページに移りまして、第5款諸収入は保険料延滞金、還付金及び還付加算金、その他の雑入でございます。

次に、9ページに移りまして、引き続き歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料や繰入金といった歳入相当分を広域連合に納付するものであります。保険料改定等により2,388万9,000円の増としております。

第2款諸支出金は、過年度分の保険料還付金、還付加算金及び督促手数料等の一般会計への繰出金を計上してしております。

以上が令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 仕組みが複雑でなかなか分かりにくいのですが、令和2年と令和3年、2年ごとの改定で値上がりになっているようですが、この値上がり、基準額ですが、値上がりによって幾ら上がっていることになるのか、そして何人の方が影響を受けているのか。そして、来年度の予算はどのくらい増額しているのかお答えください。

○委員長（濱田栄子） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

まず、この保険料についてでございますが、これは特別地方公共団体であります青森県後期高齢者医療広域連合の議会で議決されて決定されているも

のでございます。青森県全40市町村で統一されたものとなっております。

保険料、令和2年度と令和3年度の比較でございますが、令和2年度当初予算におきましては、広域連合議会での議決前の当市議会への予算提出ということであったため、従前のおりの保険料で計算して当初予算としていたものであります。これと比較いたしますと、1人当たり4,636円の増、令和3年度は8,920人を見込んでおりますので、この方たちが増となるというところでございます。

(「8,926円」の声あり)

○健康づくり推進部国保年金課長(石田隆司) 8,920人の方が4,636円の増になるという計算になります。

○委員長(濱田栄子) 工藤委員、よろしいですか。工藤祥子委員。

○委員(工藤祥子) そうすると、何人の方がこの負担増の対象になっているのでしょうか。

○委員長(濱田栄子) 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長(石田隆司) これは、税そのものの改定でございましたので、全ての方8,920人が増となるというところでございます。

○委員長(濱田栄子) 工藤委員、よろしいですか。

(「分かりました」の声あり)

○委員長(濱田栄子) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(濱田栄子) 質疑なしと認めます。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

(2番 工藤祥子委員登壇)

○委員(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。議案第26号 令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。

県の広域連合が運営主体として保険料を決定し、むつ市は集めるだけということで市民からはよく見えない制度です。でも今回の改定で1人4,636円の増が生まれています。そして、8,920人全ての方に影響額が出ているということで、この値上がりの後期高齢者医療制度について反対討論といたします。

○委員長(濱田栄子) ほかに発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(濱田栄子) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

議案第26号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者17人、起立しない者2人)

- 委員長(濱田栄子) 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時21分 休憩

午後 1時22分 再開

- 委員長(濱田栄子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第27号 令和3年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。福祉部政策推進監。

- 福祉部政策推進監福祉政策課長(工藤淳一) それでは、議案第27号 令和3年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお開き願います。

総括表に明示してありますように、令和3年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ66億9,019万7,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと7,194万6,000円、率にして1.1%の増加となっております。

介護保険特別会計は、歳出の第2款保険給付費と第3款地域支援事業費で予算全体の約98%を占め、この2つの額が定まりますと、その給付額、事業費にそれぞれ定められた交付率、補助率を乗じることにより、歳入の主要な部分が決定されるという会計の性質を踏まえ、歳出、歳入の順でご説明いたしますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、歳出についてご説明いたします。14ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは介護保険運営のための事務経費となっております。

次に、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費についてであります。これは介護認定の審査に要する経費でありまして、主なものといたしましては、職員5名分の給与費及び介護認定審査会委員の報酬などとなっております。

次に、15ページに移りまして、第2目認定調査等費についてであります。これは介護認定の調査に要する経費でありまして、主なものといたしましては、認定調査員の報酬のほか、主治医意見書作成手数料などとなっております。

す。

次に、第3項計画策定委員会費についてであります。令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度に当たり、計画の進捗状況を確認するための策定委員会の開催に要する経費となっております。

次に、16ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。これは介護報酬が0.7%引き上げられることなどの影響により増額となっております。

まず、第1項介護サービス等諸費についてであります。これは第1目居宅介護サービス給付費から、第10目特例居宅介護サービス計画給付費までの訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービスなど介護給付に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、17ページに移りまして、第2項介護予防サービス等諸費についてであります。これは第1目介護予防サービス給付費から、第8目特例介護予防サービス計画給付費までの予防給付に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、第3項その他諸費についてであります。これは国民健康保険連合会への審査支払手数料となっております。

次に、18ページに移りまして、第4項高額介護サービス等費についてであります。これは第1目高額介護サービス費及び第2目高額介護予防サービス費ともに高額な介護費用の軽減に要する経費となっております。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてであります。これは第1目特定入所者介護サービス費から、第4目特例特定入所者介護予防サービス費までの介護保険3施設における食費、居住費等について、低所得者層の負担軽減に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、第6項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは第1目高額医療合算介護サービス費及び第2目高額医療合算介護予防サービス費ともに医療と介護の自己負担の年間合算額における負担軽減に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、19ページに移りまして、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。これは要支援1及び2の方の介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービス費やケアプランの作成に係る法定負担分に要する経費となっております。実績を勘案して減額としております。

次に、第2項一般介護予防事業費についてであります。高齢者の孤独、孤立防止のための地域サロンや介護予防運動等の高齢者の通いの場の構築

等、介護予防事業に要する経費となっております。

次に、20ページに移りまして、21ページにかけての第3項包括的支援事業費・任意事業費についてであります。これは高齢者の権利擁護に係る経費のほか、地域包括支援センターの運営に係る経費、在宅医療・介護連携に係る経費、認知症施策に要する経費などとなっております。

次に、22ページに移りまして、第4項その他諸費についてであります。これは介護予防・日常生活支援総合事業に係る審査支払手数料であります。

次に、第4款第1項財政安定化基金拠出金についてであります。これは資金の貸付けや交付を行うために設置している青森県の財政安定化基金への拠出金でありまして、科目存置のため計上したものであります。

次に、第5款第1項基金積立金についてであります。これは財政調整基金の利子を積立てするものであります。

次に、第6款第1項公債費についてであります。これは保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金についてであります。これは過年度分の介護保険料の還付金などであります。

次に、23ページに移りまして、第8款では予備費を計上しております。

以上が歳出の説明であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。戻りまして、予算に関する説明書の9ページをお開き願います。

第1款保険料、第1項介護保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、12億9,618万2,000円を計上しております。令和3年度は介護保険料の改定時期に当たり、介護報酬が0.7%引き上げられることなどの影響により、第1号被保険者の保険料の基準月額を6,700円から7,000円に改定しております。前年度と比較いたしまして、6,986万7,000円の増額となっております。これは第1号被保険者数の増加及び介護保険料の改定によるものであります。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会を共同設置している各町村の負担金であります。

次に、第3款使用料及び手数料、第1項手数料についてであります。これは介護保険料の督促手数料であります。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の15%とその他の給付費の20%に対し、国からの交付を受けるものであります。

次に、10ページに移りまして、第2項国庫補助金についてであります。第1目調整交付金は後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合を基に市町村間の格差を是正するための交付金であります。第2目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金、第3目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る交付金であります。第4目保険者機能強化推進交付金及び第5目介護保険保険者努力支援交付金は、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するための交付金であります。

次に、第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金についてであります。これは40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金、第2目地域支援事業支援交付金ともに事業費の27%を見込んでおります。

次に、11ページに移りまして、第6款県支出金、第1項県負担金についてであります。これは保険給付費のうち施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%の交付を見込んでおります。

次に、第2項財政安定化基金支出金についてであります。第1目交付金、第2目貸付金とも科目存置のため計上したものであります。

次に、第3項県補助金についてであります。第1目地域支援事業交付金は介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金でありまして、給付割合は12.5%となっております。第2目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る交付金でありまして、給付割合は19.25%であります。

次に、第7款財産収入、第1項財産運用収入についてであります。これは財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、12ページに移りまして、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金についてであります。これは給付費等に係る市の負担分として一般会計から繰り入れるものでありまして、第1目は介護給付費繰入金、第2目は介護予防・日常生活支援総合事業に係る地域支援事業繰入金、第3目は第2目以外の地域支援事業繰入金、第4目はその他一般会計からの繰入金として、事務費、要介護認定等繰入金及び低所得者介護保険料軽減負担分繰入金を計上しております。

次に、第2項基金繰入金についてであります。これは収支の不足が見込まれる場合、財源に充当するための繰入金であります。

次に、13ページに移りまして、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料についてであります。これは第1号被保険者の延滞金であります。

次に、第2項雑入についてであります。第1目は第三者行為に対する第三者納付金、第2目は不当利得等返納金、第3目は雑入となっております。以上が歳入についての説明であります。

これで令和3年度むつ市介護保険特別会計予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 今回は、第1号被保険者の値上げが含まれている特別会計予算です。所得によって9段階に分かれています。基準額で言えば、1人幾ら。6,700円、今までの料金はそうでしたけれども、どのくらいに上がるのでしょうか。また、影響の人数と予算に対する影響額はどのくらいでしょうか。

○委員長（濱田栄子） 高齢者福祉課長。

○福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（吉田由佳子） お答えいたします。

第8期の基準額は6,700円から7,000円に値上げしたものでございます。

それから、影響する人数でございますけれども、1万8,855人と見込んでおります。

次に、予算への影響額ということでございますけれども、昨年度の当初予算の現年度分と比較いたしますと、7,034万3,000円の増となっております。このうち保険料の改定による影響額は5,544万4,000円と見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） 工藤委員、よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（2番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。

議案第27号は、第1号被保険者の基準を6,700円から7,000円に値上げするものです。財政構成は国が25%、県と市が12.5%、保険料50%という仕組みで、サービスが増えると保険料に跳ね返るという仕組みです。

2000年にスタートし、3年ごとの改定で毎年値上がりし、この20年間で2

倍を超えました。全国市長会でも国庫負担を現状の25%から当面30%まで引き上げていくことを求めています。このような高い負担が国民、市民を苦しめています。今回の第1号被保険者の値上げ分を含むこの特別会計予算に反対いたします。

○委員長（濱田栄子） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

議案第27号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者2人）

○委員長（濱田栄子） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時43分 休憩

午後 1時44分 再開

○委員長（濱田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第28号 令和3年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） それでは、議案第28号 令和3年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。予算に関する説明書の6ページをお開き願います。

この会計は、公共用地の先行取得及び取得に伴う長期債の償還事務に係る会計でありまして、予算総額は歳入歳出ともに2,297万9,000円となっております。

次に、7ページの歳入についてご説明いたします。第1款繰入金についてありますが、これは長期債償還金及び利子分を一般会計から繰入れするものであります。

また、財産収入につきましては、廃目となっております。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。第1款公債費についてありますが、これは道の駅整備事業の用地の購入に伴う長期債償還金及び利子となっております。

歳入歳出ともに前年度と比較いたしまして、1億4,519万4,000円の減となっておりますが、令和2年度におきまして、これまで計上しておりました田名部まちなか団地建設事業が一般会計に移行したことにより大きな減となっております。主なものは、令和2年度の歳入には事業の着手により先行取得していた当該用地を一般会計に売り払う財産収入として1億1,813万円を、また歳出には当該用地の購入に要した長期債を全額繰上償還するため、財産収入と同額の1億1,813万円を公債費に計上していたことが令和3年における主な減額の理由となっております。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時48分 再開

○委員長（濱田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第29号 令和3年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（伊藤大治郎） それでは、議案第29号 令和3年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算に関する説明書の6ページをお開き願います。

令和3年度予算総額は、歳入歳出ともに3,931万円となっております。

7ページに移りまして、歳入の第1款使用料及び手数料についてでありま

すが、これは魚市場内に設置している自動販売機に係る行政財産目的外使用料であります。

次に、第2款財産収入についてであります。これは魚市場基金の運用利子であります。

次に、第3款繰入金についてであります。これは魚市場運営費と起債償還に係るものを一般会計から繰り入れるものであります。

次に、第4款繰越金についてであります。これは決算において発生した剰余金を見込んだものであります。

次に、8ページに移りまして、第5款諸収入についてであります。これは卸売業者契約保証金の利息であります。

次に、9ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは魚市場事務に要する経費と魚市場運営審議会に要する経費となっております。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費についてであります。これは建物災害保険の保険料、施設設備保守点検の委託料、魚市場施設の敷地に係る占用料など、また青森魚市場協会むつ市大畑地区産地協議会の負担金となっております。

次に、第3款公債費についてであります。これは長期債元金償還金及び長期債利子を計上しております。前年度と比較して2,495万円の増額となっております。これは平成28年度の起債の償還が始まることによるものであります。

次に、第4款予備費についてであります。これは突発的な修繕などの支出に対応するためのものであります。

以上が魚市場事業特別会計予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 9ページの第2款第1項第1目の魚市場施設のことでもっとお聞きします。

一般会計においてIoTの陸上養殖が出ておりましたけれども、現在ウニはこの施設で行っていると思いますが、ナマコも同施設内で行うということでもよろしいでしょうか。お聞きします。

○委員長（濱田栄子） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（伊藤大治郎） 私ども、まだそのような状況のほうは認知しておりません。今後連携を密にして、聞き取りしてまいりたいと思います。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 1時53分 再開

○委員長（濱田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第30号 令和3年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） 議案第30号 令和3年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の1ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量であります。第1項 給水戸数は2万4,451戸、第2項 年間総給水量は669万458立方メートルを見込んでおります。第4項 主要な建設改良事業として水道管路緊急改善事業、水道施設整備事業及び配水管整備事業を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。第4ページをお開き願います。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、収入の第1款水道事業収益は17億6,402万7,000円で、前年度との比較では980万6,000円の減となっております。

第1項営業収益は、主に給水収益となっております。

第2項営業外収益は、一般会計からの負担金及び固定資産償却に伴う長期前受金戻入等で、前年度との比較では減となっており、主な要因は一般会計負担金の減などによるものであります。

第3項特別利益は、その他特別利益として一般会計繰入金過年度未収益化額を計上しております。

支出の第1款水道事業費用は、16億5,183万5,000円で、前年度との比較では537万1,000円の増となっております。

第1項営業費用は、事業運営に係る部門的経費のほか、減価償却費などで前年度との比較では増となっており、主な要因は減価償却費の増となっております。

第2項営業外費用は、主に企業債に係る支払利息等で、前年度との比較では減となっており、主な理由といたしましては、企業債に係る支払利息の減となっております。

第3項特別損失は、過年度分の損益修正損を計上しております。この結果、収支差引きで1億1,219万2,000円収入が上回る予定をしております。

5ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出の予定額についてご説明いたします。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、収入の第1款資本的収入は7億6,678万9,000円で、前年度との比較では2億4,705万4,000円の減となっております。

第1項企業債は、水道管路緊急改善事業等に充てる企業債で、主に事業費の減少及び一般会計からの出資金として繰り入れすることに伴い減となっております。

第2項一般会計負担金は、企業債償還金等に充てる負担金で、主に企業債償還金の増加により増となっております。

第3項国庫補助金は、水道管路緊急改善事業に充てる国からの交付金で、対象事業費の減により減となっております。

第4項工事負担金は、水管橋仮設に伴う負担金であります。

第5項一般会計出資金は、水道管路緊急改善事業及び水道施設整備事業に充てる一般会計からの出資金で、一般会計との協議により、令和2年度より出資金として繰り入れすることになったものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は14億9,363万円で、前年度との比較では2億2,881万8,000円の減となっております。

第1項建設改良費は、主に水道施設の整備及び更新に要する費用であり、脇野沢地区の配水管布設替え及び水管橋築造工事を実施するほか、田名部浄水場の電気設備更新、水管橋架け替え工事などを実施することとしており、事業量の減少により減となっております。

1ページに戻りまして、この結果資本的収入額が資本的支出額に対して不

足する額 7 億 2,680 万 1,000 円は、条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

次に、2 ページをお開き願います。第 5 条の企業債についてであります、これは予算第 4 条の資本的収入の企業債 3 億 6,620 万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、御覧の表のとおりとなっております。

第 6 条は、一時借入金の限度額を 1 億 8,900 万円と定めております。

第 7 条は、予定支出について、各項間で流用することができることを定めたものであります。

第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と企業管理者の交際費を定めております。職員給与費の詳細につきましては、7 ページから 10 ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第 9 条は、量水器及び配水管等の補修材料の購入に係るたな卸資産の購入限度額を 2,520 万円と定めております。

財務の状況等につきましては、3 ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上が令和 3 年度むつ市水道事業会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀨田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第 30 号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第 31 号 令和 3 年度むつ市下水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） 議案第31号 令和3年度むつ市下水道事業会計予算についてご説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量がありますが、（1）排水戸数は3,183戸、（2）年間総処理水量は82万8,729立方メートルを見込んでおります。（4）主要な建設改良事業として、下水道整備事業及び改築更新事業を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額ではありますが、4ページをお開き願います。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、収入の第1款下水道事業収益は10億7,472万1,000円で、前年度に比較して1億3,261万9,000円の減となっております。

第1項営業収益は、主に下水道使用料となっております。

第2項営業外収益は、一般会計からの補助金、負担金及び固定資産償却に伴う長期前受金戻入などで、前年度に比較して減となっております。主な要因は、公営企業会計移行に伴う長期前受金戻入の減及び一般会計補助金の減などによるものであります。

支出の第1款下水道事業費用は、10億5,533万7,000円で、前年度に比較して1億5,200万3,000円の減となっております。第1項営業費用は、処理場施設の維持管理及び減価償却費などで、前年度に比較して減となっており、主な要因は公営企業会計移行処理に伴う減価償却費の減などによるものであります。

第2項営業外費用は、企業債及び一時借入金に係る支払利息等で、前年度に比較して増となっており、主な要因は消費税計算に伴う雑支出が増となったことによるものであります。

第3項特別損失は、過年度分の還付金に係る費用となっております。

5ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出の予定額ではありますが、この予算科目は将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、収入の第1款資本的収入は19億6,453万8,000円で、前年度に比較して8億4,796万8,000円の増となっております。

第1項企業債は、下水道管渠整備等に充てる企業債などで、主に事業費の増加に伴い増となっております。

第2項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金等であり、主に対象事業費の増加に伴い増となっております。

第3項一般会計負担金は、企業債償還に係る一般会計繰入金の増加により増となっております。

第4項受益者負担金及び分担金は、下水道整備事業に充てる受益者負担金及び分担金で、主に受益者負担金の賦課件数の減少により減となっております。

支出の第1款資本的支出は22億5,614万3,000円で、前年度に比較して7億9,751万4,000円の増となっております。第1項建設改良費は、主に下水道整備及び改築更新に要する費用であり、主にむつ下水浄化センター増設に係る費用増によるものであります。第2項企業債償還金は、企業債元金償還金が増となったことによるものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額2億9,160万5,000円は、条文の括弧書きのとおり、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

戻りまして、2ページをお開き願います。第5条の企業債についてであります。これは第4条の資本的収入の企業債10億6,990万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、御覧の表のとおりとなっております。

第6条は、一時借入金の限度額を22億円と定めております。

第7条は、予定支出について各項間で流用することができることを定めたものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を定めております。職員給与費の詳細につきましては、7ページから10ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第9条の他会計からの補助金についてであります。これは下水道事業の運営に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を1億6,556万6,000円としているものであります。

財務の状況等につきましては、3ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上が令和3年度むつ市下水道事業会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第31号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたし

ます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(濱田栄子) ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(濱田栄子) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2時08分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 濱田 栄子